

VII コミュニティ・ビジネスの現状と課題

本県におけるコミュニティ・ビジネスの活動実態（アンケート調査結果）から、その現状と課題を概観すると次のとおりである。

● 多様な組織形態により実施されている

NPO法人が最も多いものの、有限会社、ワーカーズコレクティブ・ワーカーズコープ、企業組合、任意団体など多様な組織形態により実施されている。

● 事業目的では、「福祉」が最も多い

複数回答で事業目的を聞いたところ「福祉」が67.2%で、2番目に多い「子育て支援」(32.0%)の2倍以上となっている。

● サービスの提供範囲は「隣接する市町村程度」

サービス提供範囲は「隣接する市町村程度」(51.5%)が最も多く、また、その範囲内とする回答を合わせると73.5%であった。

スタッフの居住地についても「隣接する市町村程度」(39.0%)が最も多く、その範囲内とする回答を合わせると80.9%で、サービス提供範囲とほぼ重なっている。

● 事業を始めたきっかけ・目的は「社会参加・社会貢献」「地域の課題や問題の解決」

複数回答で事業目的を聞いたところ「社会参加・社会貢献」(65.6%)、「地域の課題や問題の解決」(56.4%)とする回答が多く、「収入の確保」(21.6%)を大きく上回った。

● 常勤有給スタッフ数平均4.35人と小規模で、女性（主婦）が中心的な担い手

常勤有給スタッフ数は平均4.35人で、そのうち女性(3.20人)が男性(1.15人)の3倍弱、また、非常勤有給スタッフ数は平均9.22人で、そのうち女性(7.89人)が男性(1.33人)の約6倍であった。

スタッフの前職又は現職は主婦が最も多かった。

● 多様な働き方を提供

非常勤有給スタッフの平均的な従事日数を見ると、週1日(17.7%)、週2日(20.1%)、週3日(26.2%)、週4日(16.5%)、週5日(18.3%)と多様な従事日数があり、また、1日あたりの平均的な従事時間も4時間未満(29.6%)、4時間以上6時間未満(38.3%)、6時間以上8時間未満(20.4%)とそれぞれ一定割合以上となっており、多様な働き方を提供していることが分かる。

● **平均給与は、県内中小企業の平均賃金の約半分**

常勤有給スタッフの平均給与は、月給換算で「15万円～20万円未満」(27.1%)が最も多く、10万円未満も26.6%と多かった。平均は147,800円で、県内中小企業の平均賃金*(324,511円/H16年)の約半分の水準にとどまっている。

非常勤有給スタッフの平均給与は、時給換算で「800円～900円未満」(26.9%)が最も多く、800円未満も20.9%だった。その一方で、1,000円以上が30.2%あり、平均は911円と県内中小企業のパート労働者の平均時給*(1,003円/H16年)の9割程度となっている。

*中小企業賃金実態調査(県勤労者福祉課)による

● **最大の課題は「スタッフの不足」**

4割以上の団体が「スタッフの不足」を課題とし、最も多かった。次いで、「安定収入が少ない」「賃金の低さ」を約3割の団体があげた。次いで、「広報・PR手段の不足」、「知名度・認知度の不足」を約2割の団体があげた。

不足する人材は、「サービス提供の現場で働いてくれる人(有給スタッフ)」をあげる団体が4割以上で飛び抜けて多く、次いで、「サービス提供の現場で働いてくれる人(無給スタッフ)」(23.7%)だった。

賃金の低さ、安定収入の少なさのため、また、広報・PR手段の不足、知名度・認知度の不足のため、サービス提供スタッフが集められないことが最大の課題となっている実態が伺える。

VIII コミュニティ・ビジネスの支援について

1. コミュニティ・ビジネス事業者が求める公的支援

アンケート調査において、コミュニティ・ビジネス事業者が行政に期待する支援としての回答が多かった（2割以上の回答があった）ものは、次のとおりである。

（1）事業の立ち上げ前後

- ・事業立ち上げ（創業）に関する相談体制・窓口の充実(39.4%)
- ・行政による資金の融資・助成制度の充実(37.8%)
- ・様々な支援制度に関する情報提供(36.1%)
- ・事業場所確保に関する支援（情報提供、賃貸借契約手続等の助言）(25.3%)
- ・広報やPRの手助け(22.8%)

（2）事業展開時

- ・行政による資金の融資・助成制度の充実(47.3%)
- ・行政からの業務委託の拡大(43.2%)
- ・広報やPRの手助け(33.6%)
- ・地域貢献型事業に対する消費者の認知度を高める手助け(23.2%)
- ・様々な支援制度に関する情報提供(22.8%)
- ・人材育成の支援(21.6%)

事業立ち上げ前後では、創業に関する相談、支援制度や事業場所確保に関する情報など、「情報提供」に関連する回答が多かった。

事業展開時では、「行政からの業務委託の拡大」を求める回答が、事業立ち上げ前後に比べて30ポイント以上多かったほか、「広報やPRの手助け」「地域貢献型事業自体の認知度向上の手助け」など「PRの手助け」に関連する回答が多かった。

また、「行政による資金の融資・助成制度の充実」は、事業立ち上げ前後、事業展開時のいずれの場合においても回答が多かった。

2. 関係施策の整理

(1) 本県の施策（平成17年度事業）

コミュニティ・ビジネスは、「地域課題の解決という公共性を持った事業」を「ビジネス」として行うという新しい概念であり、本県では、コミュニティ・ビジネスのみを対象とした支援施策は講じていない。しかし、中小企業支援策や市民活動支援策等の中には、コミュニティ・ビジネス支援につながるものもある。

その主なものは、次のとおりである。

ア 経営相談等

● 創業支援

埼玉県創業・ベンチャー支援センターでは、起業家等が抱える課題の解決に向け、ワンストップで相談に応じるほか、各種情報提供などを行っている。

- ・ 民間の専門家（開業アドバイザー）が起業家からの相談に対応
- ・ 相談後のフォローアップ支援の実施
- ・ 相談内容に応じて、各支援機関や専門家への橋渡し
- ・ 行政書士・税理士などの「士業」専門家、金融機関など企業経営の専門家によるアドバイスの提供
- ・ 創業意識の高揚と起業に関する各種情報の提供を行うため、起業に関するセミナーや女性起業セミナーを開催

【埼玉県創業・ベンチャー支援センター】

● NPO運営力強化・育成支援事業

税務会計相談やマネジメントセミナーの実施を通して、NPOの経営能力を高め、NPOの組織基盤の強化を図る。

【NPO活動推進課】

イ 補助・助成

● 地域密着型コミュニティ・ビジネス育成支援事業

多様化する地域の福祉課題解決のためにNPO法人等が実施する先駆的なビジネスベースの取組に対し市町村を通じて助成する。

モデル的な取組として、県内に広く普及することを目的とする。

補助率：県 1/3・市町村 1/3・事業者 1/3

限度額：200万円

【福祉政策課】

● 市民活動サポート事業

地域福祉の推進を図り、住みよい豊かな福祉社会づくりを進めるため、NPOなどが自発的、自主的に行う先駆的な地域福祉活動などに対して補助する。

補助事業 a) 活動対象を県全域としている活動、若しくは波及効果が県全域に期待できる活動

b) 地域（概ね福祉保健総合センターエリア）の特性に対応した活動で波及効果が期待できる活動

補助率 補助対象経費の2/3

補助限度額 aは100万円 bは30万円

【福祉政策課】

● 商店街コミュニティ・サポート事業

商店街や商工会・商工会議所、NPO法人及び社会福祉法人が商店街の空き店舗や空き地を活用する事業に対して補助する。

補助事業 a) 空き店舗等を営業用に活用する場合

チャレンジショップ、アンテナショップ、高齢者弁当宅配、家事援助サービス、デイサービス等

b) 空き店舗等を非営業用に活用する場合

ギャラリー、休憩所、情報センター、民間交番等

c) 空き地を駐車場・駐輪場等に活用する場合

補助率 1/3（a、bの場合、店舗賃料の2/5）かつ市町村補助と同額以内

補助限度額 店舗改装費 400万円（改装の1年度のみ）

賃料 a、bは192万円、cは120万円（各年度～2年間）

事業費 aは開業時の広告宣伝費用10万円

事業費 bは初年度150万円（2年度目は100万円）

* さいたま市については、この事業の対象外。

さいたま市において同様の事業あり。

【地域商工業支援課】

● NPO活動促進助成事業

NPO法人を立ち上げる団体及びNPO活動をこれから本格的に展開しようとするNPO法人に対して財政支援を行う。

・NPO法人設立支援助成

対象者：埼玉県知事にNPO法人の設立認証申請をしている団体

埼玉県知事から法人設立の認証を受けてから6か月以内のNPO法人

限度額：30万円

期間等：1年（1回）限り

・NPO活動本格化支援助成

対象者：埼玉県内に主たる事務所を有し、主に県内で活動しているNPO法人で、設立登記が完了してから3年以内のもの

限度額：100万円（事業費の4/5を限度）

期間等：連続して2年まで

【NPO活動推進課】

ウ 制度融資

● 起業家育成資金「新事業創出貸付」

対象者：具体的な計画を持ち新たに事業を開始しようとするもの又は創業5年未満のもの
(個人が創業する場合、事業費の50%以上の自己資金を有するもの)

利率：年1.2%以内 信用保証：0.8%以内

担保保証人不要（法人の場合は代表者を保証人とする）

【地元商工会議所・商工会】

【埼玉県創業・ベンチャー支援センター】

エ その他

● NPO協働提案推進事業

NPOと県との協働を推進するため、NPOから協働事業について提案を募集し、県との協働にふさわしい事業を採択し、提案NPOに委託して事業を実施する。

・自由提案及び県が設定したテーマに対する提案

1件300万円以内（総額600万円）

【NPO活動推進課】

● NPOオフィスプラザ運営事業

県有施設を活用し、NPO活動の拠点となるオフィスをNPOに提供する。

【NPO活動推進課】

(2) 他県の施策（平成16年度事業）

近年、「コミュニティ・ビジネス支援」を明確に打ち出した施策を講じている地方自治体が増えてきている。都道府県レベルにおける施策の主なものは、次のとおりである。

ア 普及啓発

● 先進事例紹介等

主な内容	主な実施団体
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネスガイドブックの作成 ・先進事例紹介等のHP立ち上げ ・先進事例集の作成 	北海道、山形県、群馬県、千葉県、長野県など

【本県の状況】コミュニティ・ビジネス実態調査報告書（本報告書）
地域密着型コミュニティ・ビジネスに関する報告書

● セミナー等の開催

主な内容	主な実施団体
<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティ・ビジネスとは何か、先進事例紹介等 ・起業プラン、法律・経理・商品開発等 ・シンポジウム、起業家相談会 	北海道、秋田県、岩手県、千葉県、横浜市、栃木県、長野県、富山県、福井県、兵庫県など

【本県の状況】NPO運営力強化・育成支援事業（NPO人材育成研修）

イ 経営相談等

● 支援施設（コミュニティ・ビジネスサポートセンター）の設置

主な内容	主な実施団体
<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発 ・ワンストップサービス（情報提供、専門相談員による相談） ・ネットワーク促進 （交流会の開催によるネットワーク化促進） ・フォーラム、創業セミナー開催 	青森県、岩手県、長野県、大阪府、兵庫県など

*運営については、各団体ともNPO法人に委託している。

【本県の状況】創業・ベンチャー支援センターによる創業相談の実施

● アドバイザー派遣

主な内容	主な実施団体
<ul style="list-style-type: none"> ・事業立ち上げ団体に対し、コミュニティ・ビジネスアドバイザー、経営コンサルタント等を派遣 ・事業計画づくり等について専門家を派遣 	秋田県、千葉県、福井県、兵庫県など

【本県の状況】コミュニティ・ビジネスについては、対応なし

ウ 補助・助成

主な内容	主な実施団体
<p>【秋田県の例：コミュニティビジネス立ち上げ支援補助金】</p> <p>補助限度額：20万円</p> <p>補助対象：①調査・研修事業、②事業試行にかかる経費、③開業にかかる経費</p>	秋田県、岩手県 横浜市、山梨県、 兵庫県、島根県 など
<p>【兵庫県の例：コミュニティビジネス離陸応援事業】</p> <p>補助総額：300万円（補助率 1/2）</p> <p>補助期間：2年間</p>	

【本県の状況】NPO活動促進助成事業
地域密着型コミュニティ・ビジネス育成支援事業

エ 融資

主な内容	主な実施団体
<p>【青森県の例：コミュニティビジネス（CB）推進資金 コミュニティベンチャー（CV）*創業資金】</p> <p>融資対象者：CB事業者又は創業予定者 CV創業者</p> <p>限度額：CB300万円 CV500万円</p> <p>貸付（据置）期間：CB5年（1年） CV7年（1年）</p> <p>利率：2%</p> <p>担保・保証人：無担保 保証人は原則1名</p> <p>その他：融資申込前に県のCB認定、CV認定が必要</p> <p>*CV：地域で話題となっている技術や商品のビジネス化への挑戦</p>	青森県、横浜市、 長野県、富山県、 福井県、大阪府 など
<p>【富山県の例：コミュニティビジネス向け制度融資枠】</p> <p>融資対象者：市町村、商工会議所、商工会の認定を受けたコミュニティビジネス事業者</p> <p>限度額：2,000万円</p> <p>貸付（据置）期間：設備資金7年（1年） 運転資金5年（1年）</p> <p>利率：1.65%</p> <p>保証料率：年0.8%（保証付きの場合）</p>	

【本県の状況】NPO法人等を対象とした制度融資については、対応なし

オ その他

● 事業を公募し、その実施を支援

主な内容	主な実施団体
<p>【長野県の例：コモンズ新産業創出事業】</p> <p>概要：優れたビジネスプランを公募し、事業資金を助成 助成金額：1,000万円枠と200万円枠の2種類（助成率 1/2）</p> <p>【新潟県の例：コミュニティビジネス起業化総合支援事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジネスプランを公募し採択された案件に対してコーディネータの派遣、商工会・商工会議所の経営指導員による指導・助言を行い、ビジネスプランに磨きをかける。 ・事業可能性評価委員会（目利き委員会）により、ビジネスプランの実現性を高める。 ・目利き委員会では有望とされ評価の高い案件に対し、事業可能性調査、初期経費の1/2補助を実施 	<p>長野県、新潟県、石川県、滋賀県、大阪府、長崎県、熊本県など</p>

【本県の状況】NPO協働提案推進事業

● その他

主な内容	実施団体
<ul style="list-style-type: none"> ・CB体験バスツアー開催（CB先進事例見学：3回） ・公開オークション開催 起業を目指す発表者が思いや事業プランを提示し、支援者を募る。発表者を応援しようとする人は自分が提供できるお金、物、人などを応援表明書に書き込み提出。 ・活動拠点の提供（NPO法人向け） 	<p>秋田県</p> <p>横浜市</p>

【本県の状況】NPOオフィスプラザ運営事業

(3) 金融機関等の取組

従来、金融機関ではNPO法人等に対する融資は行ってこなかった。しかし、近年、労働金庫においてNPO法人への融資を、また、国民生活金融公庫において女性・中高年起業家への融資を行っているほか、(社)全国信用金庫協会においてコミュニティ・ビジネス支援研究会報告をまとめるなど、コミュニティ・ビジネスの支援につながる新たな取り組みが始まっている。

● ろうきんNPO事業サポートローン (中央労働金庫)

対象：原則として、任意団体期間を含め3年以上の活動経験があり、茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県に主たる事務所を有するNPO法人

● 女性・中高年起業家資金 (国民生活金融公庫)

対象：女性または55歳以上の方であって、新たに開業される方や開業されてから概ね5年以内の方

● コミュニティ・ビジネス支援研究会報告

(平成16年5月：(社)全国信用金庫協会企画部)

概要：コミュニティ・ビジネスの実態(横浜市調査の引用)と信用金庫の当面する課題の整理、信用金庫の経営資源、技術を活用した支援策の提案等。

3. 今後の支援のあり方

(1) コミュニティ・ビジネスを支援していく上で考慮すべき視点について

コミュニティ・ビジネスを支援していく上で考慮すべき事項について、いくつかの視点から整理する。

● 県と市町村等との連携

コミュニティ・ビジネスは、「地域課題の解決」を図るものであることから、その支援は、市町村や商工会議所・商工会等の地域経済団体や地域のNPO等の支援団体が中心となることが望ましいと考えられる。

しかし、コミュニティ・ビジネスは新しい概念であり、多くの市町村では担当部署が決まっておらず、また、予算や施策が整備されていないなど、その支援が行われている例は、まだまだ少ないのが現状である。

アンケート調査によると、支援を行っていない理由としては、「コミュニティ・ビジネスの概念がはっきりしない」が最も多く、次いで「支援の必要性を感じるが、有効な支援方法が分からない」が多かった。また、今後の支援については、「支援を行う方向で、検討する必要があると考える」と「わからない」がほぼ同数であり、「特に支援を行う必要はないと考える」市町村等はほとんどなかった。

このような現状を踏まえ、県としては、コミュニティ・ビジネス支援に関する普及啓発や先進的な支援活動を行っている市町村等と連携したコミュニティ・ビジネス支援モデル事例の提示、各種の支援情報の提供など、市町村等を支援する施策を検討していく必要があると考える。

● 県関係部局の連携

コミュニティ・ビジネスには様々な事業分野があること、また、「地域課題の解決という公共性」と「ビジネス」という二つの側面を持つことから、県においても様々な部局が関係する。

コミュニティ・ビジネスの支援に当たっては、これらの関係部局が支援の意義や目的を共有し、連携して支援策の体系化等を図っていく必要がある。

コミュニティ・ビジネス振興のための普及啓発、経営アドバイス等、創業支援・雇用創出等の観点から、事業分野にかかわらず共通的に行うべき支援は労働商工部で担うことが適当であり、一方、たとえば、地域福祉向上や商店街振興など個別具体的な事業目的に応じてコミュニティ・ビジネスを活用するための支援、事業のアウトソーシングなど民間事業者が参入しやすい環境づくりは、それぞれの事業関係部局が担うことが適当であると考えられる。そして、互いに情報提供・情報交換を行うなど相互連携を図っていく必要があると考える。

こうした支援策の体系化は、中心となって支援を担っていく市町村においても必要であるが、現状としてはコミュニティ・ビジネスに関する情報も少なく、有効な支援策を見いだせていない市町村が多いのが現状である。そこで、県が幅広い部局にわたる施策を体系化し、その情報を一元化して把握する窓口（所管課）を明らかにして、市町村を支援していく必要があると考える。

● コミュニティ・ビジネス事業者の自発性の尊重

コミュニティ・ビジネスは、行政が気づかない、行政では行き届かないきめ細かいサービスを地域内で提供するものである。地域コミュニティの希薄化が進む中、また、地域住民の生きがい創出といった面からもこのような事業は、ますます重要性を増すものと考えられる。

コミュニティ・ビジネス支援策の一つとして行政のアウトソーシングが考えられる。行政からの業務委託は、コミュニティ・ビジネス事業者の安定収入の確保、事業者の信頼性の向上などの効果があるが、その一方でコミュニティ・ビジネスを行政の下請けにしてしまう可能性もあることに配慮する必要がある。

また、助成金については、事業立ち上げに対して行うことには一定の意義はあるが、活動継続のための運営経費の支援については、自主的・自立的な事業を育成する観点から望ましいものであるかどうかを十分に検討する必要がある。

コミュニティ・ビジネスは、事業者自体が地域社会のニーズを受けて事業化を図る「行政サービスの行き届きにくい分野への対応」であることから、行政は環境整備や情報提供等を中心に行うなど、支援に当たってはコミュニティ・ビジネス事業者の自主性を尊重するよう配慮する必要があると考える。

● コミュニティ・ビジネスの特色に配慮した支援

コミュニティ・ビジネスは、NPO法人や企業組合、有限会社、ワーカーズコレクティブなど、多様な事業主体により行われている。また、ニーズが地域特有のもので、商圏の広がり期待しづらいなどの特色があると考えられる。

行政の支援策は、事業主体別に行われるため所管部課が異なることが多く、また、コミュニティ・ビジネス支援のノウハウもない。

コミュニティ・ビジネスの支援に当たっては、その特色を踏まえたものとなるよう、今回のアンケート結果を踏まえるとともに、今後、さらに具体的な事例調査を行うなど、コミュニティ・ビジネスの活動実態、課題等を把握し、検討していく必要があると考える。

(2) 支援の方向性について

アンケート調査結果に示されたコミュニティ・ビジネス運営上の課題、コミュニティ・ビジネス支援について行政に期待すること等を踏まえ、支援の方向性について、今後、検討・研究していくべき事項を整理する。

ア 普及啓発

● 市町村・商工団体等に対するコミュニティ・ビジネスのPR・理解の促進

地域課題の解決を事業目的とするコミュニティ・ビジネスの支援は、市町村や地元商工団体が主体となっていくことが望ましいことは先に述べたとおりだが、「コミュニティ・ビジネスの概念がはっきりとしない。」また、「支援の必要性は感じるが、有効な支援方法が分からない。」等の理由により、その支援を行っているのは、まだまだ、少数の市町村・商工団体である。

コミュニティ・ビジネスについての理解を促進するため、市町村・商工団体等を対象としてコミュニティ・ビジネスに関する解説や事例紹介、雇用創出や地域経済活性化の効果等のPRなどを内容とするコミュニティ・ビジネス支援検討会等の開催を検討する必要がある。

● コミュニティ・ビジネス支援を実施する市町村等への支援

コミュニティ・ビジネスの概念がはっきりしない、支援の必要性は感じるが支援方法がわからないので支援は実施していない、という市町村がほとんどの中でも、地域内で活動する団体を把握し、独自で支援策を展開している市町村・商工団体もある。

地域社会が活性化することで、県内経済や雇用、社会活動の底上げにつながることを考慮し、支援策を展開する市町村・商工団体が活用することのできる相談窓口や補助金、また、事業主体が活動内容をPRする場の提供をサポートするなどの支援策を検討する必要がある。

● コミュニティ・ビジネスの知名度・認知度向上の促進

コミュニティ・ビジネス事業者の活動を地域内でPRする機会が少ないため、その知名度・認知度は、まだまだ、低い状況にある。そのため、事業を立ち上げて、それを継続、拡大していくことが難しく、また、空きオフィスや商店街の空き店舗があっても貸主が貸したがないなどの課題がある。

コミュニティ・ビジネス事業者の活動紹介やPRの機会を設けるなどコミュニティ・ビジネスの知名度・認知度向上のための普及啓発、経済効果の紹介など行っていく必要がある。

● 金融機関に対するコミュニティ・ビジネスのPR・理解の促進

現在、NPO法人、任意団体等が行うコミュニティ・ビジネスについては、金融機関から融資を受けるのは難しい状況である。これは、法制度上の問題やコミュニティ・ビジネス事業者側に融資の前提となる事業計画、収支計画を十分に作るできない場合があるなどの問題もあるが、金融機関側でもコミュニティ・ビジネスに関する情報が少なく判断が難しいこと、また、コミュニティ・ビジネスの性格上、少額貸し出しになる場合が多くなることが想定され、金融機関側に積極的に融資しようとするインセンティブが働きにくいことなどにも一因があると考えられる。

金融機関を対象として、コミュニティ・ビジネスの意義、活動実態の紹介をするなど、コミュニティ・ビジネスのPR・理解の促進を図る必要がある。

イ 事業立ち上げ前後の時期のコミュニティ・ビジネス事業者への支援

● 創業支援

現在、埼玉県創業・ベンチャー支援センターにおいては、コミュニティ・ビジネス的な事業に対してもワンストップで創業支援を行っている。今後もコミュニティ・ビジネス事業者に対して、開業手続きや経営方法、資金調達方法等について、その特性にあった創業支援に努めていく必要がある。

● 専門相談家ネットワークの構築

コミュニティ・ビジネスの担い手を育成する、各種分野の相談家を登録して、コミュニティ・ビジネス事業者のニーズに応じて相談ができるシステムを構築する必要がある。

● 事業場所確保に関する支援（情報提供、各種手続のアドバイス等）

（財）中小企業振興公社の「彩の国さいたま空き店舗情報システム」を活用した活動場所に関する情報の提供を検討していく必要がある。その際、県内市町村の情報をリンクさせる、閲覧できる環境を整備するなどすれば、より効果的と考えられる。

また、事業場所契約に係る手続等についてのアドバイスや支援を行うとともに、ベンチャー企業育成のためのインキュベート施設に対応した、創業期のコミュニティ・ビジネス事業者に対する低廉な事務所スペースの提供及びその情報提供等の支援策について検討する必要がある。なお、検討に当たっては、コミュニティ・ビジネスの特徴を踏まえ、県内の公立施設（遊休施設や県民活動総合センター、公民館など）の有効活用について、その利用基準も含めて検討する必要がある。

ウ 事業展開時のコミュニティ・ビジネス事業者への支援

● 支援制度に関する情報提供

本県における既存施策や雇用・労働に係る国の制度等の中には、コミュニティ・ビジネス事業者が利用できるものがある。従来、支援制度の情報提供は、中小企業者向け、NPO法人向け等、事業主体別に行われてきた。今後は、コミュニティ・ビジネス事業者向けに利用目的別に支援策を整理・情報提供する、総合的な相談窓口を設置するなど、支援制度に関する情報提供をより効率的・効果的に実施していく方策について検討する必要がある。

● 同じ目的を持つ人同士のネットワーク化の支援

交流会等の開催により、地域の企業活動とのマッチング、地域内で活動の輪を広げたいと考えている人同士や自分の活動では解決できない問題を抱えている人同士のマッチングを図っていく必要がある。企業と連携することによるコミュニティ・ビジネスの認知度・信頼性の向上、ネットワークによる新たな事業展開の可能性などが期待できる。

● 資金融資についての研究

商工業者を対象とした県の融資制度は、現在、NPO法人等のコミュニティ・ビジネス事業者は対象としていない。

しかし、アンケート調査では、行政に期待することとして、「行政による資金の融資・助成制度の充実」が事業展開時では最も多く、事業立ち上げ前後では2番目に多かった。

今後、コミュニティ・ビジネス事業者を対象とし、その設立や運営に必要な経費（小口で用途が広いもの）を融資する制度等について、金融機関の動向も踏まえ、研究していく必要がある。

附1) 報告書取りまとめの経緯

実態調査の実施及び報告書の取りまとめに当たっては、「コミュニティ・ビジネスに係るワーキングチーム」からいただいた御意見を反映した。

●コミュニティ・ビジネスに係るワーキングチーム開催記録

第1回	日時：平成16年6月8日（火） 議題：①関係課所の取組について ②他県調査事例について ③今後の検討事項について
第2回	日時：平成16年6月23日（水） 議題：コミュニティ・ビジネス支援の方向性について
第3回	日時：平成16年7月13日（火） 議題：コミュニティ・ビジネスの新規支援策について
第4回	日時：平成16年10月14日（木） 議題：①コミュニティ・ビジネス実態調査について ②実態調査報告書の構成案について
第5回	日時：平成17年2月8日（火） 議題：①コミュニティ・ビジネス実態調査集計結果について ②実態調査報告書（案）について

●コミュニティ・ビジネスに係るワーキングチーム参加者名簿

所 属 名	職 名	氏 名
埼玉労働局職業対策課	課長補佐	福 和 夫
さいたま市経済政策課	主 任	海 津 麻 子
宮代町農政商工課	主 事	柴 崎 記 代 子
NPO法人さいたまSOHO起業家協議会	理 事 長	太 田 昇
埼玉県NPO活動推進課	主 幹	下 田 正 幸
〃 社会福祉課	主 幹	知 久 清 志
〃 地域産業課	主 幹	近 藤 豊
〃 雇用対策課	主 査	茂 木 宏 文
〃 創業・ベンチャー支援センター	担当部長	碓 井 誠 一
〃 産業企画課【事務局】	主 幹	岩 田 靖 人
〃 〃	主 幹	増 田 文 之

